

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月29日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社博報堂D Yホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(6441)6247

【事務連絡者氏名】 グループ経理財務局長 禊河 毅

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社博報堂D Yホールディングス  
(東京都港区赤坂五丁目3番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社博報堂D Yホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を示すものとしします。

(注9) 本書の提出にかかる公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注11) 本書中の記載には、将来に関する記述が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の将来に関する記述は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月7日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成30年8月7日付公開買付開始公告

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

## 第1 【公開買付要項】

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	308,201
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	18,773
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)	312,292
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	12,328
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)	584,477
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	51.03
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(30,820,168株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の目的となる対象者普通株式(1,877,300株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下、「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、博報堂D Yメディアパートナーズ及び博報堂が所有する対象者普通株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」(但し、博報堂D Yメディアパートナーズ及び博報堂が本書提出日現在所有する対象者普通株式の合計数(29,574,750株)に係る議決権の数を除きます。)は分子に加算しておりません。また、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成30年6月28日に提出した第2期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された平成30年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(71,481,422株)から、対象者が所有する自己株式数12,963,804株を控除した株式数(58,517,618株)に係る議決権の数(585,176個)に、平成30年6月30日現在の本新株予約権(第10回株式報酬型新株予約権を除きます。)の目的となる対象者普通株式数(1,852,600株)に係る議決権の数(18,526個)及び平成30年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回株式報酬型新株予約権の目的となる対象者普通株式数(24,700株)に係る議決権の数(247個)を加えた議決権の数(603,949個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	308,201
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	18,773
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)	314,402
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	13,680
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)	584,477
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	51.03
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(30,820,168株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の目的となる対象者普通株式(1,877,300株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下、「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、博報堂D Yメディアパートナーズ及び博報堂が所有する対象者普通株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」(但し、博報堂D Yメディアパートナーズ及び博報堂が本書提出日現在所有する対象者普通株式の合計数(29,574,750株)に係る議決権の数を除きます。)は分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成30年6月28日に提出した第2期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された平成30年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(71,481,422株)から、対象者が所有する自己株式数12,963,804株を控除した株式数(58,517,618株)に係る議決権の数(585,176個)に、平成30年6月30日現在の本新株予約権(第10回株式報酬型新株予約権を除きます。)の目的となる対象者普通株式数(1,852,600株)に係る議決権の数(18,526個)及び平成30年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回株式報酬型新株予約権の目的となる対象者普通株式数(24,700株)に係る議決権の数(247個)を加えた議決権の数(603,949個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	300,120(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	12,375		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	312,495		
所有株券等の合計数	312,495		
(所有潜在株券等の合計数)	(12,375)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年8月7日現在、対象者株式12,963,804株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数203個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	301,592(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	14,713		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	316,305		
所有株券等の合計数	316,305		
(所有潜在株券等の合計数)	(14,713)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年8月7日現在、対象者株式12,963,804株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,903個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	300,120(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	12,375		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	312,495		
所有株券等の合計数	312,495		
(所有潜在株券等の合計数)	(12,375)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年8月7日現在、対象者株式12,963,804株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数203個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	301,592(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	14,713		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	316,305		
所有株券等の合計数	316,305		
(所有潜在株券等の合計数)	(14,713)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年8月7日現在、対象者株式12,963,804株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,903個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

(平成30年 8 月 7 日現在)

氏名又は名称	大塚 彰
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿 4 丁目20番 3 号(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿 4 丁目20番 3 号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

(平成30年 8 月 7 日現在)

氏名又は名称	大塚 彰
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿 4 丁目20番 3 号(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社 監査役 株式会社アイレップ 監査役
連絡先	連絡者 D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿 4 丁目20番 3 号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年 8 月 7 日現在)

氏名又は名称	鈴木 智也
住所又は所在地	東京都港区赤坂 2 丁目14番27号(STORIES合同会社の所在地)
職業又は事業の内容	STORIES合同会社 CEO
連絡先	連絡者 株式会社博報堂D Yホールディングス グループ経理財務局 連絡場所東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号 電話番号03-6441-6247
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員



(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	豊福 直紀
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役 株式会社アイレップ 取締役 株式会社アド・プロ 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	上原 直人
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	田中 雄三
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	鈴木 誠
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役 株式会社アイレップ 監査役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	小坂 洋人
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(株式会社アイレップの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アイレップ 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	北爪 宏彰
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(株式会社アイレップの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アイレップ 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	山崎 修司
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(株式会社アド・プロの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アド・プロ 代表取締役社長
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	鶴田 淳
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(株式会社アド・プロの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アド・プロ 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	貞岡 裕達
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号(株式会社アド・プロの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アド・プロ 取締役
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	大丸 充雄
住所又は所在地	北京市朝陽区東方東路19号5号楼502室(北京迪愛慈広告有限公司の所在地)
職業又は事業の内容	北京迪愛慈広告有限公司 董事長 DAC ASIA PTE. LTD. Director
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年8月7日現在)

氏名又は名称	菅沼 道彦
住所又は所在地	北京市朝陽区東方東路19号5号楼502室(北京迪愛慈広告有限公司の所在地)
職業又は事業の内容	北京迪愛慈広告有限公司 董事
連絡先	連絡者 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 グループ経営管理ユニット 連絡場所東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 電話番号03-5449-6200
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

## 【所有株券等の数】

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

大塚 彰

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	57(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	57		
所有株券等の合計数	57		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 大塚彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、大塚彰氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

大塚 彰

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	57(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	57		
所有株券等の合計数	57		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 大塚彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、大塚彰氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

鈴木 智也

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	6	—	—
所有株券等の合計数	6	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 鈴木智也氏は小規模所有者に該当いたしますので、鈴木智也氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

豊福 直紀

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	256(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	407	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	663	—	—
所有株券等の合計数	663	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(407)	—	—

上原 直人

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	42	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	45	—	—
所有株券等の合計数	45	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(42)	—	—

(注) 上原直人氏は小規模所有者に該当いたしますので、上原直人氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

田中 雄三

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	402	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	434	—	—
所有株券等の合計数	434	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(402)	—	—

(注) 田中雄三氏は小規模所有者に該当いたしますので、田中雄三氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

鈴木 誠

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	198(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	402	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	600	—	—
所有株券等の合計数	600	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(402)	—	—

小坂 洋人

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	288(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	48	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	336	—	—
所有株券等の合計数	336	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(48)	—	—

(注) 小坂洋人氏は小規模所有者に該当いたしますので、小坂洋人氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

北爪 宏彰

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	_(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	38	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	38	—	—
所有株券等の合計数	38	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(38)	—	—

(注) 北爪宏彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、北爪宏彰氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

山崎 修司

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	164(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	164	—	—
所有株券等の合計数	164	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 山崎修司氏は小規模所有者に該当いたしますので、山崎修司氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。



鶴田 淳

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	56(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	56	—	—
所有株券等の合計数	56	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 鶴田淳氏は小規模所有者に該当いたしますので、鶴田淳氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

貞岡 裕達

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	165(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	192	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	357	—	—
所有株券等の合計数	357	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(192)	—	—

(注) 貞岡裕達氏は小規模所有者に該当いたしますので、貞岡裕達氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

大丸 充雄

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	304(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	543	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	847	—	—
所有株券等の合計数	847	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(543)	—	—

菅沼 道彦

(平成30年8月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	_(個)	_(個)	_(個)
新株予約権証券	264	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	264	—	—
所有株券等の合計数	264	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(264)	—	—

(注) 菅沼道彦氏は小規模所有者に該当いたしますので、菅沼道彦氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年8月7日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## 公開買付届出書の添付書類

平成30年8月7日付公開買付開始公告

## 2. 公開買付けの内容

- (7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者      %                      特別関係者51.71%                      合計51.71%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計に基づき計算しております。なお、当社は本公告後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本公告の提出が必要な場合には、本公告に係る訂正を行う予定です。

(訂正後)

公開買付者      %                      特別関係者52.06%                      合計52.06%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計に基づき計算しております。

以 上